

—取引業者の皆様へ—

天理医療大学は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。研究費の不正使用に関して、厳しく取り締まっておりますので、ご協力をお願いします。

研究費の不正使用とは??

本学に対して実態を伴わない虚偽の書類(架空取引、品名替等)を作成し、実態があったものとして大学に提出して、不正に研究費を支出させることです。

- 預け金 架空の発注・納品により支払われた研究費を取引先に管理委託することです。
- 品名替 取引事実と異なる品名に書き換えた書類を大学に提出することです。
- その他 上記以外の虚偽の書類の作成

不正行為に対する処分

本学に対して上記のような不正行為に関わった場合は、その内容に応じて一定期間取引を停止します。本学の職員からの依頼があっても虚偽の書類の作成は絶対にされないよう、ご協力をお願いします。

<不正行為した場合の取引停止>

- ◆ その内容に応じて **3ヶ月以上2年以下**の一定期間、取引停止
- ◆ 上記取引停止後に再度不正行為が発覚した場合は **6ヶ月以上2年以下**の一定期間取引停止

研究費の不正使用に係る通報窓口

本学の教職員から不正と思われる取引の要請等があった場合は、下記の連絡先にご相談をお願いします！

天理医療大学 事務局長
コンプライアンス推進責任者 寺田豊

TEL 0743-63-7811 FAX 0743-63-6211
yutaka.terada@tenriyorozu-u.ac.jp
〒632-0018 奈良県天理市別所町80-1

ストップ！
研究費不正

